

女性天皇と共に明るい日本を実現させる会 規約

(名称・所在地)

第1条 名称は、女性天皇と共に明るい日本を実現する会（以下「本会」とする）と称する。

第2条 本会の略称は、女性天皇.com（女性天皇ドットコム）と称する。

第3条 本会は、女性天皇と共に明るい日本を実現させる会と称し、主たる事務所を神奈川県内に置く。

(目的)

第4条 本会は、政策に賛同する者で研究・協議し、政治的に働きかけていき、実現することを目的とする。

(女性天皇.com 会員)

第5条 本会の政策でもある女性天皇の実現に賛同される者で第2項に定める登録をした者を、女性天皇.com 会員（以下、「本会員」という）とする。

2 本会員の登録及び退会については、本会規約で別に定める。

(総会)

第6条 本会の政治活動、政策に関する事項及び代表が特に必要であるとして決した事項を、審議し決定する。

2 総会は、役員と本会員によって行う。

3 総会は代表が招集する。

4 代表は、年1回、定期総会を招集しなければならない。

5 代表は、特に必要がある場合、臨時総会を招集することができる。

6 その他総会の構成及び運営に関し必要な事項は、代表が定める。

(役員会)

第7条 本会の運営に関する重要事項を決議する機関を役員会とする。

2 役員会は、規約の改正、本規約の執行するために必要な規則の制定及び改廃、並びに会運営に関する本規約に定める事項その他の重要事項を審議し、決定する。

3 役員会は、役員によって行う。

4 役員会は、代表が召集する。

5 代表は、必要がある場合、役員会を招集することができる。

6 その他役員会の構成及び運営に関し必要な事項は、代表が定める。

(組織)

第8条 本会に、次の役員を置く。

2 役員は、代表、会計、相談役とする。

3 会計は、他役員を兼任することができる。

(代表)

第9条 本会に、代表を置く。

2 代表は、本会を代表し、常務全般を統括する。

(相談役)

第10条 本会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、代表に重大な事故があるときは、又は代表が欠けたときは、代表の職務を代わりに行う。

3 相談役は、代表が選出し、役員会の承認を得るものとする。

(会計)

第11条 本会に、会計を置く。

2 会計は、本会の経理を統括する。

3 会計は、年1回、収支報告を行わなければならない。

4 会計は、特に必要がある場合、その都度、収支報告を行うことができる。

5 会計は、代表が選出し、役員会の承認を得るものとする。

(倫理及び処分)

第12条 政策に明らかに反する言動、本会の名誉及び信頼を傷つける行為、並びに本規約及び会の諸規則に違反する行為を行ってはならない。

2 本会員内で共有された情報等は、本会員以外に漏らしてはならない。

3 前条に違反したと思われる場合、また、その恐れがあると思われる場合、本会は役員会の決議により、処分を決定する。

(その他)

第13条 本会の経費は、寄附、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

3 本会の会計については、会計年度ごとに決算報告を作成する。

4 決算報告は、翌年3月31日までに行う。

第14条 規約に定めない事項については、代表が決定する。

附則（令和4年4月20日）

本会則は、令和4年4月20日から施行する。

附則（令和4年9月1日）

本改訂は、令和4年9月1日より実施する。

附則（令和5年1月1日）

本改訂は、令和5年1月1日より実施する。